

議案第 87 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

一般個室(C)	トイレ・洗面台	1 日につき	4,200 円	新館 3 階
一般個室(D)	トイレ・洗面台・ 風呂・キッチン	1 日につき	5,250 円	緩和ケア病棟

」を

「

一般個室(C)	トイレ・洗面台	1 日につき	4,200 円	新館 3 階
---------	---------	--------	---------	--------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。